

10月6日 第5回裁判報告

10月6日10時より東京地裁603号法廷で「就業規則の不利益変更」撤回を求める第5回の裁判が行われました。

傍聴席は原告と支援の方合わせて20名で前回と同様、満席になりました。会社側からは人事部などからも誰も出席せず、弁護士3名のみの出廷となりました。今回も10分弱で終わりました。提出書面の内容としては前回、会社側が提出した有給休暇の権利を一部喪失したと判断されている原告（組合員）13名のデータに対して、組合側は約半数について、有給休暇発生の基準日（入社月日）と会社側提出資料は「基準日前月末」の数値のため当然誤差が生じ誤っていることなどを指摘し、又半数は有給休暇の権利喪失の判断時期は「基準日を含む月の月末」という労使慣行が存在しているとして、13名全員すべてが有給休暇を喪失させることなく消化していることを証明しました。また、会社側から前回提出された、リーマン・ショック後しばらくの間、日本支社の経営が悪化したことを示すほとんど黒塗りの資料に対し、再提出を求めました。さらに組合側は、会社側に就業規則不利益変更の必要性を十分に説明する義務があることを強く主張しました。

たとえば、10月21日入社の従業員が、入社月の前月である9月末時点で、基準日に新に付与される予定の有給休暇日数との合計が45日間有していた場合、被告のように「基準日前月末」を基準とすると40日を超えた日数分である5日間の有給休暇の権利が消滅してしまうことになるが、その従業員が10月1日から同月20日の間に5日以上の有給休暇を取得すれば、基準日において新に有給休暇が発生しても合計40日を超えることにはならず、有給休暇の権利を消滅させることにはならない。

最後に、裁判長から主に会社へ、①団体交渉で労働組合に対して、示した資料と話の内容をもっと具体的に説明するように、②今までの団体交渉の中で有給休暇について話し合いは行われたのか？との質問があり、当然、会社からは誰も出席していないので弁護士だけでは答えられず、次回、提出の書面に明示するように指摘がありました。

現在、組合員の皆様には、被告準備書面（2）と第2準備書面をセットにして配布しています。見比べながら読むと良く分かると思いますので、今までの資料と合わせてご覧ください。

次回裁判の期日は12月15日10:00からと決定しました。今回の裁判では裁判官が、「傍聴者が沢山いますね。」とつぶやく場面が見られました。傍聴者が多ければ当然、関心の高い裁判と思われ裁判官の受け印象にも影響します。もう数名参加者が増えれば、原告席に入れるようになります。これからも自分達の裁判だということを忘れずに傍聴参加をよろしくお願いします。

今後の日程

TGビラ配り	10月23日	第1ターミナル	14:30～
外航拡大幹事会	10月23日	新橋事務所	18:30～
CCU裁判	10月28日	東京地裁大法廷	13:10～

会社の一方的な改悪を許さないためにも現在、組合に加入していない人々も組合に参加して

共に力を合わせて闘いましょう！

随時 組合員の加入を行っております。
HP アドレスは <http://www.fdxunion.com>
メールアドレスは fdxunion@fdxunion.com